

トピックス

知的財産訴訟の専門委員 ～先端化・細分化する技術への対応

近年、知的財産の保護に関して、司法の果たすべき役割への期待が高まっています。このような期待にこたえるため、裁判所では、かねてから知的財産訴訟の充実かつ迅速な審理の実現を目指し、さまざまな工夫を試みてきました。

その結果、右の表でもわかりますように、知的財産訴訟は年々増加の傾向にありますが、平均審理期間（訴えの提起から終局までにかかる期間の平均）は年々短くなってきています。これは、まさしく裁判所が目指してきた審理の充実・迅速化の現れであるといえるでしょう。

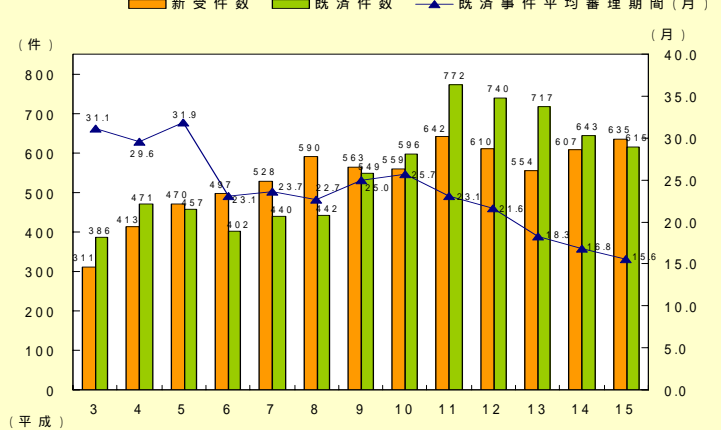
そこで、本コーナーでは、その試みの一つとして、平成16年4月1日から導入された「専門委員制度」について、知的財産権や知的財産訴訟の特徴を踏まえながら、ご紹介します。

知的財産権とは

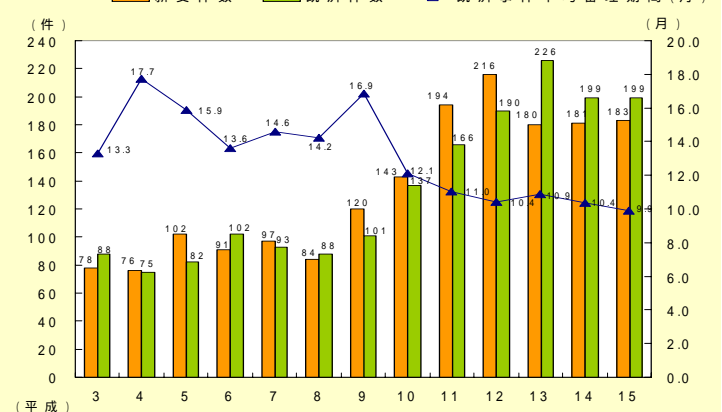
皆さんは、「ペットボトル入りのお茶」を飲んだことがありますか。実は、あの「ペットボトル入りのお茶」はいろいろな知的財産権によって守られているのです。

まず、中身の「お茶」ですが、普段家庭で入れるお茶と違い、長い間放置しておいても、ずっと透明で、沈殿物も出ないなと思ったことはありませんか。この「お茶」には、長時間放置しておいても沈殿物等が生じないような工夫が製造過程においてされているので

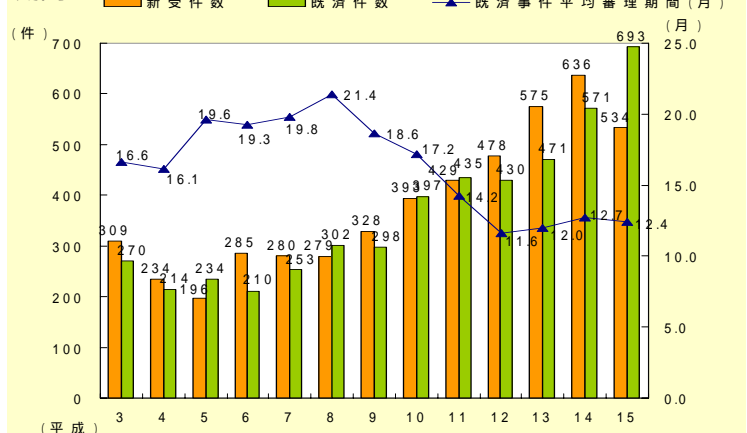
全国地裁第一審における知的財産訴訟の新受・既済件数及び平均審理期間



全国高裁控訴審における知的財産訴訟の新受・既済件数及び平均審理期間



審決取消訴訟(第一審・東京高裁)の新受・既済件数及び平均審理期間



す。この工夫は、皆さんも一度は耳にしたことのある「特許権」*₁という権利によって保護されている場合があります。

次に、皆さんが手にしたペットボトルの形を思い出してください。その中に、特徴のある形をしたものはありませんでしたか。このようなペットボトルの形状のデザインは、「意匠権」*₂という権利によって守られている場合があります。

それから、ペットボトルの表面には、ビニール製のラベルがついていますよね。そのラベルの表示を思い出してください。そこに、発売元のロゴやマークが、文字や図形で表示されていたという記憶はありませんか。このロゴやマークは、「商標権」*₃という権利によって守られていることがあります。

このように、知的財産権という権利は、名前は仰々しくても、皆さんが、普段何気なく接しているものを守っている、とても身近な権利なのです。

知的財産訴訟の特徴～高度な専門性～

このような知的財産に関する訴訟には、知的財産権が侵害されたとき（勝手に使われた場合など）に、侵害行為によって生じた損害の賠償や侵害行為の差止めを求めるものや、

特許庁の^{しんけつ}審決等の取消しを求めるものがあります。これらの訴訟では、いずれも技術専門的な点が問題になります。

例えば、先ほどの「お茶の製造過程における工夫」が特許権として特許庁で認められたとしましょう。しかし、同業者から、その工夫は、その当時の同業者のだれもが容易に思いつくようなもので、特許権として保護すべきではないと、その取消しを求める訴えが提起されたとします。

通常のお茶は、時間の経過に伴い、茶葉に含まれている金属イオンとその他の成分（例えば、ポリフェノール等）との結合によって混濁や沈殿物を生じるため、その当時の同業者の間では、ペットボトル用のお茶の製造過程において、いかにお茶本来の香味を損なうことなく、金属イオンを除去できるかが課題であったとしましょう。そして、当時、同業者間で開発された技術では、金属イオンは除去できても、お茶の味が変化し、本来の香味が損なわれてしまうものばかりであったのに対し、その工夫だけがお茶本来の香味を損なうことなく金属イオンを除去できる方法であったという場合には、その工夫は「特許権」として保護されるにふさわしいということで、同業者の訴えは認められないこ

主な知的財産の概要

特許権* ₁	高度な発明
実用新案権	実用的な小発明
意匠権* ₂	デザイン
商標権* ₃	商品等のマーク
著作権	文芸, 美術, 音楽等
不正競争防止法	にせもの防止等



最先端の技術的知見を有する「専門委員」が訴訟に参加



とになります。

つまり、この訴訟においては、「当時、同業者のだれもが容易に思いつかなかった工夫であるのかどうか」という技術専門的な点が問題となりますが、その分野の専門的知識なくして、このような問題を適正に判断することは、至難の業です。

そのため、もともと、このように技術専門性の高い知的財産訴訟においては、裁判所が専門的知見を活用できるようにしておく必要があります。これまでも「裁判所調査官」という科学技術の専門家を訴訟手続に関与させる制度がありました。

知的財産訴訟の専門委員

皆さんもご存知のとおり、近年の科学技術はめざましく進歩しています。そのため、知的財産訴訟においても、最先端の複雑な科学技術が問題となることが多くなりました。また、科学技術の先端化は、同時に技術分野の細分化をもたらしました。

そこで、冒頭で紹介したとおり、先端化・

細分化しつつある科学技術に関する裁判所の専門性を高め、更なる充実した審理の実現を目指し、平成16年4月1日から知的財産訴訟において「専門委員制度」が導入されました。

知的財産訴訟の専門委員は、人工知能、生命工学（バイオテクノロジー）、光デバイス、プラズマ・核融合工学等の最先端の科学技術を研究する職にある人たちを始め、各技術分野の第一人者といわれる人たちから構成されています。そして、知的財産訴訟手続における各段階で必要に応じて、裁判所に対し、中立公平な立場から訴訟で問題となっている科学技術等について説明をする、いわばアドバイザーとして、訴訟手続に関与しています。

つまり、知的財産訴訟では、先ほどご紹介した「裁判所調査官」という専門家に加えて、「専門委員」という新たな専門家を訴訟手続に協働的に関与させ、急速に先端化・細分化しつつある近年の知的財産訴訟に対応した制度を導入することによって、より充実かつ迅速な審理の実現を目指しているのです。

知的財産訴訟の裁判例については、裁判所ホームページ「<http://www.courts.go.jp/>」に様々な分野のものを掲載していますのでご参照ください。